◎不正競争防止法の一部を改正する法律

（平成一五年五月二三日法律第四六号）

一、提案理由（平成一五年四月一五日・衆議院経済産業委員会）

〇平沼国務大臣

……（略）……

引き続きまして、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性の増大、経済社会の情報化等にかんがみ、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、所要の改正を行うものであります。

また、本法律案は、昨年七月に決定された知的財産戦略大綱を受け、産業構造審議会知的財産政策部会における慎重な審議の結果、本年二月に取りまとめられた報告書を踏まえて作成したものであり、知的財産立国を実現するための所要の改正の一つであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一もしくは類似の商品等表示を不正に使用した商品を電気通信回線を通じて提供して、混同を生じさせる行為等が、「不正競争」に該当することを明確化すること及びこの法律に言う「物」には、プログラムが含まれることを明確にすることであります。

第二は、不正競争行為による営業上の利益侵害によって生じた損害額や、その侵害行為自体の立証を容易化するため、逸失利益の立証容易化規定の導入や文書提出命令の拡充等を行うことであります。

第三は、他人の営業秘密を不正に取得、使用、開示した者に対する処罰規定を設けることであります。具体的には、例えば、詐欺等の行為や管理を侵害する行為によって不正に取得した後、それを不正の競争の目的で使用し、または開示した者や、営業秘密を保有者から示された役員または従業者であって、不正の競争の目的で、営業秘密の管理に係る任務に背き、その営業秘密を使用し、または開示した者等を、三年以下の懲役または三百万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、この二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告（平成一五年四月二四日）

〇村田吉隆君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……（略）……

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきましては、営業上の利益の侵害

に対する救済措置等の充実を図るとともに、不正競争に対する罰則を設ける等の措置を講ずるものであります。

……（略）……

本委員会においては、去る十五日、三法律案に関し平沼経済産業大臣及び福田国務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。昨日、各案について質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、特許法等の一部を改正する法律案につきましては、採決の結果、賛成多数をもって、不正競争防止法の一部を改正する法律案及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案の両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

〇附帯決議（平成一五年四月二三日）

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一　知的財産関係訴訟の手続における営業秘密の取扱いについて、早急に、その実効的な保護を図るための方策を検討し、結論を得ること。

二　営業秘密に係る不正競争行為に対して罰則が設けられることに伴い、営業秘密の開示を懸念して被害者が救済を求めないということがないよう、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りに努めるとともに、政府において取締体制の拡充及び強化に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一五年五月一六日）

〇田浦直君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……（略）……

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案は、事業者の営業上の利益を適正に保護し、事業者間の公正な競争を確保するため、営業上の利益侵害によって生じた損害額の立証を容易化する規定を導入するとともに、営業秘密を不正に取得、使用、開示した者に対する処罰規定を設ける等の措置を講じようとするものであります。

……（略）……

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題とし、特許関係料金制度の在り方、特許審査体制の充実、営業秘密保護の実効性の確保、不当表示規制強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……（略）……

次に、不正競争防止法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定い

たしました。

なお、本法律案に対して二項目の附帯決議を行いました。

……（略）……

以上、御報告申し上げます。

〇附帯決議（平成一五年五月一五日）

政府は、知的財産創造の一層の推進とその適切な保護・活用を図ることにより、我が国の国際競争力を高めることが喫緊の課題であることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　知的財産関係訴訟の手続における営業秘密の取扱いについて、早急に、その実効的な保護を図るための方策を検討し、結論を得ること。

二　営業秘密に係る不正競争行為に対して罰則が設けられることに伴い、営業秘密の開示を懸念して被害者が救済を求めないということがないよう、捜査当局においては、的確かつ迅速な取締りに努めるとともに、政府において取締体制の拡充及び強化に努めること。

右決議する。